

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成7年11月22日	不動産番号	1808000033857
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	愛知郡東郷町大字諸輪字北木戸西				余白
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
48番118	山林	49		余白	
余白	余白	36517		③錯誤 〔昭和47年1月26日〕	
余白	余白	31489		③48番118、48番671、48番672 に分筆 〔昭和47年1月26日〕	
余白	余白	34504		③48番99、48番222、48番298、 48番560を合筆 〔昭和47年5月10日〕	
余白	余白	34449		③48番118、48番859、48番860 に分筆 〔平成4年12月4日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成7年11月22日	
余白	宅地	34449	91	②③昭和49年10月1日地目変更 〔平成7年11月29日〕	
余白	余白	41876	84	③48番50、48番100、48番225、 48番558、48番561、48番592、 48番611、48番612、48番857を 合筆 〔平成7年12月14日〕	
余白	余白	42178	71	③錯誤 〔平成7年12月14日〕	
余白	余白	42172	27	③錯誤 〔令和8年3月26日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	合併による所有権登記	昭和47年5月10日 第16196号	所有者 愛 知 県 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成7年11月22日
2	合併による所有権登記	平成7年12月13日 第67022号	所有者 愛 知 県

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K50706 (2 / 2)

1 / 2



COPY

COPY

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

(名古屋法務局名東出張所管轄)

令和8年8月20日

名古屋法務局

登記官

山田賢治



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K50706 (2/2)

2/2